

令和6年度都留市障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適応範囲

この方針は、都留市の全組織での物品等の調達に適用する。

3 調達対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（3）在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

4 調達対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

（1）物品（トイレットペーパー、花苗、その他障害者就労施設等が提供可能な物品）

（2）役務（障害者就労施設等が提供可能な役務）

5 物品等の調達目標額

令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標額は、以下のとおりとする。優先調達の目標額は、前年度の実績額を上回ることにする。

6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり、福祉保健部福祉課において、障害者就労施設等から提供可能な物品、役務提供等について情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対し優先調達を依頼する。
- (2) 各課等においては業務遂行に当たり発注可能な物品等の検討を行うものとする。

7 調達の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）により契約を締結するものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により遅滞なく公表するものとする。
- (2) 調達実績は会計年度終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

9 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。ただし、契約に関する窓口は総務部財務課とする。